

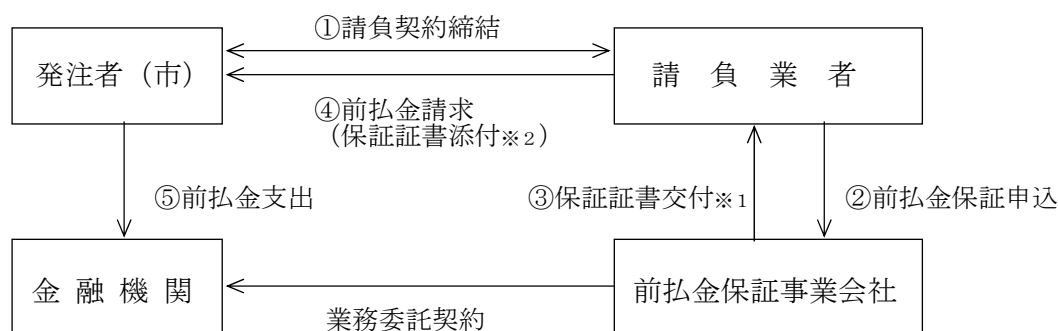
安城市公共工事前金払取扱要領

この要領は、市が発注する公共工事等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）中、安城市工事請負契約約款第35条及び安城市測量設計等委託契約約款第34条の規定に基づく前金払（以下「前払金」という。）の取扱いについて定めるものとする。

1 趣旨

建設業界を取り巻く環境変化に鑑み、業者の調達資金の安定を図り、公共工事等の円滑かつ適正な施工を確保し、併せて建設業者の健全な育成に資する。

2 前払金の仕組み



※1 電子保証の場合は「認証キーの交付」

※2 電子保証の場合は「認証キーの送信」

3 前払金の対象となる事業

土木建築に関する工事及び土木建築に関する委託で設計・調査・測量等の公共工事前払金保証事業による保証の対象となるもので、設計金額が300万円以上の事業（消費税及び地方消費税を含む。）ただし、中間前払金の対象となる土木建築に関する工事については、履行期間が3月以上であって、次に掲げる要件のすべてに該当するもの。

- （1） 工期の2分の1を経過していること
- （2） 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 前払金の有無の明示

前払金の対象となる事業については、入札（見積）条件として、あらかじめ入札参加者（見積者）に対し明示する。

5 前払金の率及び額の算定

(1) 前払金の率

土木建築に関する工事については、契約金額の4割以内（ただし、中間前払金は契約金額の2割以内）

土木建築に関する委託で設計・調査・測量等については、契約金額の3割以内

(2) 額の計算式

契約金額×0.4（中間前払金は、0.2）又は0.3で、千円未満の額は切り捨てる。

6 前払金の特例

- (1) 2か年度以上に渡る事業の前払金については、それぞれの年度において、出来高予定額の4割以内（ただし、中間前払金は契約金額の2割以内）又は3割以内の額を支払う。

額の計算式は、

初年度前払金＝「特に定めた契約条件」の出来高予定額×0.4（中間前払金は、0.2）又は0.3（千円未満の額は切捨て）

次年度前払金＝この要領の5(2)で求めた額－前年度支払済前払金額

- (2) 年度末に契約する場合並びに当該工事等の特殊な事情により、(1)の区分によって前払金を支払うことが適当でない場合には、関係各年度の予算額の範囲内で支払ができる場合に限り、年度にかかわらず、別に前払金を支払うべき時期及び分割方法を定めることができるものとする。

7 前払金に係る諸経費の積算

前払金に係る諸経費の積算は、県の積算基準に準ずるものとする。

8 前払金の申請

前払金を受けようとする者は、前払金保証事業会社と保証契約を締結したのち、市長に対して前払金支払の申請をする。

提出書類は、(1)前払金請求書

(2)保証証書

ただし、電子保証に拠る場合は、保証事業会社から交付された電子証書を閲覧するための暗証番号（以下「認証キー」という。）を発注者に送信することで、保証証書の提出に代えることができる。

9 前払金の支払

市長は、前払金請求書等受理後25日以内に、前払金専用の指定口座に振替する。

10 前払金があった場合の部分払いの取扱い

- (1) 部分払の額は、部分払をしようとする額から支払済前払金に出来形の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。
- (2) 当該年度において、部分払を請求する目的で市長に出来形検査願を提出した者は、当該年度の前払金請求はできないものとする。

1 1 契約金額の増額があった場合の取扱い

増額後の前払金を受けようとする者は、5により計算した増額後の前払金の額が、増額前の契約金額の10分の5（中間前払金の支払を受けているときは、10分の7）を超えるときは、増額後の前払金の額から市長が既に支払った前払金の額を差し引いた額を請求することができる。この場合においては、8及び9の規定を準用する。

1 2 契約金額の減額があった場合の取扱い

- (1) 既に前払金を受けた者が、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5（中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えたときは、市長が返還を命じた日から30日以内に返還しなければならない。
- (2) 前項の場合において、市長は、返還を命じる日から工期（履行期間）末日までの日数が30日未満であるときは返還を免除することができる。
- (3) 市長は、返還を命じる日の出来高に相応する変更後の契約金額から既に支払った部分払金の額を差し引いた金額が、既に支払った前払金の額を超えるときは返還を免除することができる。
- (4) 市長は、前払金の返還に当たり、工事請負契約約款第37条又は測量設計等契約約款第36条に規定する前払金の使途として既に使用した金額が、5により計算した減額後の前払金の額を超えるときは、その超える金額を控除することができる。
- (5) 前払金保証会社との変更契約は、市長が返還を確認した後行い、変更後の保証証書を速やかに提出するものとする。ただし、電子保証に拠る場合は、保証事業会社から交付された認証キーを発注者に送信することで、保証証書の提出に代えることができる。

1 3 前払金の事務手続

- (1) 契約者から提出される前払金関係書類は、契約担当課で受理したのち、予算担当課に送付する。
- (2) 予算差引担当者は、前払金関係書類の送付を受けたら、速やかに支払手続をした後、保証証書を契約書とともに保管する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成２０年１１月１２日から施行する。
- 2 この要領は、平成２０年１１月１日以降に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この要領は、令和７年４月１日以降に契約する工事等について適用し、同日前に契約した工事等については、なお従前の例による。